

PCB特措法改正案が衆院通過

原案通り全会一致で可決

PCB廃棄物適正処理推進特別措置法の改正案が8日、衆議院本会議で原案通り全会一致で可決され、参議院に送付された。同改正案は、中間貯蔵・環境安全事業（JESCO）の全国5カ所の処理施設で、高濃度PCB廃棄物の処理を期限内に確実に完了するために必要な制度的措置を講じるもの。主な改正点として、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて政府一丸となり取り組むため、従来環境相が定めることとしていたPCB廃棄物処理基本計画を、閣議決定により定める。また、高濃度PCB廃棄物を保管している事業者に対し、計画的処理完了期限より前に同廃棄物の処分を義務付け、義務違反者に対し都道府県知事がその処分を命ずることができるほか、現在使用中の高濃度PCB使用製品について、その所有事業者に対し、同期限より前の廃棄を義務付ける。さらに、未だ都道府県知事に保管の届け出がなされていない高濃度PCB廃棄物や使用中の高濃度PCB使用製品の全容を把握するため、都道府県知事による報告徴収や立入検査の対象に、それらを保管または所有している疑いのある事業者を追加する。そのほか、処分義務を負う事業者が不明などの場合、都道府県知事が高濃度PCB廃棄物の処分の代執行を行うことができることとする。